

令和7年9月4日

令和7年

第4回南部町議会定例会議案

鳥取県西伯郡南部町

令和7年第4回南部町議会定例会付議案件

目次（令和7年9月4日提出分）

- 議案第39号 統合保育所整備事業保育所新築工事（建築・外構）に関する契約の締結について
- 議案第40号 統合保育所整備事業保育所新築工事（機械設備）に関する契約の締結について
- 議案第41号 統合保育所整備事業保育所新築工事（電気設備）に関する契約の締結について
- 議案第42号 令和6年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第43号 令和6年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第44号 令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第45号 令和6年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第46号 令和6年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第47号 令和6年度南部町水道事業会計決算の認定について
- 議案第48号 令和6年度南部町病院事業会計決算の認定について
- 議案第49号 令和6年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定について
- 議案第50号 令和6年度南部町下水道事業会計決算の認定について
- 議案第51号 南部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 議案第52号 南部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第53号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第54号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第55号 令和7年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第56号 令和7年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第1号）

議案第 39 号

統合保育所整備事業保育所新築工事（建築・外構）に関する契約の締結について

統合保育所整備事業保育所新築工事（建築・外構）に関する契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年南部町条例第 51 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 7 年 9 月 日 決

南部町議会議長 景 山 浩

- 1 契約の目的 統合保育所整備事業保育所新築工事（建築・外構）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 一金 876,700,000 円
- 4 契約の相手方 鳥取県米子市富益町 69 番地 5
統合保育所整備事業保育所新築工事（建築・外構）
松本組・フィディア特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社 松本組 代表取締役 椋田 隆博

議案第40号

統合保育所整備事業保育所新築工事（機械設備）に関する契約の締結について

統合保育所整備事業保育所新築工事（機械設備）に関する契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年南部町条例第51号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月4日

南部町長 陶山清孝

令和7年9月 日 決

南部町議会議長 景山 浩

- 1 契約の目的 統合保育所整備事業保育所新築工事（機械設備）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 一金 165,000,000 円
- 4 契約の相手方 鳥取県米子市富益町63番地8
統合保育所整備事業保育所新築工事（機械設備）
曾我工業・シンセイ特定建設工事共同企業体
代表者 曾我工業株式会社 代表取締役社長 林 善博

議案第 4 1 号

統合保育所整備事業保育所新築工事（電気設備）に関する契約の締結について

統合保育所整備事業保育所新築工事（電気設備）に関する契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年南部町条例第 5 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 7 年 9 月 日 決

南部町議会議長 景 山 浩

- 1 契約の目的 統合保育所整備事業保育所新築工事（電気設備）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 一金 1 2 4 , 8 5 0 , 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 鳥取県米子市旗ヶ崎 7 丁目 1 3 番 1 2 号
統合保育所整備事業保育所新築工事（電気設備）
栄和電気工事・寿電気特定建設工事共同企業体
代表者 栄和電気工事有限公司 代表取締役 金山 勝

議案第 4 2 号

令和 6 年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度南部町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 7 年 9 月 日 認 定

南部町議会議長 景 山 浩

議案第 4 3 号

令和 6 年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 7 年 9 月 日 認定

南部町議会議長 景 山 浩

議案第 4 4 号

令和 6 年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定に
より、令和 6 年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙
監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 7 年 9 月 日 認定

南部町議会議長 景 山 浩

議案第 4 5 号

令和 6 年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 7 年 9 月 日 認定

南部町議会議長 景 山 浩

議案第 4 6 号

令和 6 年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定に
より、令和 6 年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算を別紙
監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 7 年 9 月 日 認定

南部町議会議長 景 山 浩

議案第 4 7 号

令和 6 年度南部町水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度南部町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 7 年 9 月 日 認定

南部町議会議長 景 山 浩

議案第 48 号

令和 6 年度南部町病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度南部町病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 7 年 9 月 日 認 定

南部町議会議長 景 山 浩

議案第 4 9 号

令和 6 年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度南部町在宅生活支援事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 7 年 9 月 日 認定

南部町議会議長 景 山 浩

議案第50号

令和6年度南部町下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度南部町下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月4日

南部町長 陶山清孝

令和7年9月 日 認定

南部町議会議長 景山浩

議案第 5 1 号

南部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

次のとおり南部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 7 年 9 月 日 決

南部町議会議長 景 山 浩

南部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

南部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成29年南部町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供」を削る。

第2条第2号中「第8項」を「第9項」に改め、同条第3号中「第12項」を「第13項」に改め、同条第4号中「第14項」を「第15項」に改める。

第3条中「及び特定個人情報の提供」を削る。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

別表第1に次のように加える。

5 町長	住登外者宛名番号管理機能（本町の住民基本台帳に記載されていない者（以下「住登外者」という。）に対し、個人を識別するための番号を付与し、及び当該番号を付与された住登外者の宛名を管理するための情報システムの機能をいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する事務
------	--

別表第2に次のように加える。

5 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の宛名の管理に関する事務	住登外者の宛名の管理に関する情報
------	---------------------------------	------------------

別表第3を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 2 号

南部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

次のとおり南部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 7 年 9 月 日 決

南部町議会議長 景 山 浩

南部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

南部町職員の育児休業等に関する条例（平成16年南部町条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第17条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第18条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第3条第2項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第18条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当

該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第19条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第20条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をした時とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の南部町職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 5 3 号

南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

次のとおり南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 7 年 9 月 日 決

南部町議会議長 景 山 浩

南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年南部町条例第36号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第16条の2第1項」を「第16条の3第1項」に改める。

第16条の3を第16条の4とし、第16条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第16条の3とし、第16条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第16条の2 任命権者は、南部町職員の育児休業等に関する条例（平成16年南部町条例第37号。以下「育児休業条例」という。）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 育児休業条例第21条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

別 冊

< 補正予算 >

令和 7 年度南部町一般会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度南部町病院事業会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第 1 号）